

大中型まき網漁業
漁獲成績報告書作成の手引き
(太平洋 かつお・まぐろ類以外)

北部太平洋海区
中部太平洋海区
南部太平洋海区

令和6年3月
水産庁

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 52 条第 1 項に基づく農林水産大臣への資源管理の状況等の報告について、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 14 条第 2 項に定められた事項につき、漁業の許可及び取締り等に関する省令第 14 条第 3 項の農林水産大臣が定める大臣許可漁業における資源管理の状況等の報告書の提出期限及び様式を定める件（令和 2 年 11 月 16 日農林水産省告示第 2232 号）に定められた様式の報告書（以下「漁獲成績報告書」という。）の作成及び提出の方法について、以下のとおり定める。

1. 報告対象者

大中型まき網漁業の許可を受けた者であって、北部太平洋海区、中部太平洋海区又は南部太平洋海区において操業した者とする。なお、かつお・まぐろ類を目的とした操業をした場合にあっては、採捕した魚種に関わらず様式第 8 に入力してシステムにアップロードすること。

2. 報告の時期、報告先及び提出方法

月毎に、当該の操業等に係る情報について、翌月 10 日までに、漁獲成績報告書システム（以下「システム」という。）に電子媒体（エクセルファイル様式）をアップロードする方法により提出すること。なお、システムへのアップロードが困難な場合は、個別に漁業根拠地（2 以上ある場合にあっては、主たる漁業根拠地をいう。）を管轄する漁業調整事務所（茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県及び三重県については水産庁本庁）に相談すること。

なお、報告対象となる期間にいずれの海区においても操業しなかった場合については、主たる操業区域としている海区の様式の「操業日数」欄に「0（ゼロ）」と入力してシステムにアップロードすること。

（システム URL）

<http://mcrepo.jafic.or.jp/mcrepo/>

（漁獲成績報告書の内容等に関する問い合わせ先）

水産庁管理調整課：gyoseki_kyokal@maff.go.jp

北海道漁業調整事務所資源課：hk_gyoseki@maff.go.jp

仙台漁業調整事務所資源課：sendai_gyoseki@maff.go.jp

新潟漁業調整事務所資源課：gyoseki_niigata@maff.go.jp

境港漁業調整事務所資源課：sakaiminato_gyocho@maff.go.jp

瀬戸内海漁業調整事務所調整課：gcst_chousei_ka@maff.go.jp

九州漁業調整事務所資源課：gcks_okiaika@maff.go.jp

3. 代理人による報告

- (1) 法第 52 条第 1 項に基づく農林水産大臣への資源管理の状況等の報告は、漁業協同組合等を代理人として報告することができる。この場合においても、当該報告の義務は漁業者に課されることは変わるものではないことに留意すること。
- (2) 代理人を用いて報告をしようとする者は、あらかじめ、別記様式により、当該代理人の権限を証する書面を農林水産大臣に対して提出すること。

4. 作成要領

～ 上 段 ～

- (1) 住所（個人）又は主たる事務所の所在地（法人）及び
氏名（個人）又は名称（法人）
大中型まき網漁業許可証（以下「許可証」という。）に記載された個人の住所又は主たる事務所の所在地及び個人の氏名又は法人の名称を入力する。
- (2) 報告年月日
漁獲成績報告書を報告する年月日を入力する。
- (3) 報告対象期間
報告の対象となる年月を入力する。（例：令和 6 年 3 月分）
- (4) 報告書取扱責任者
個人にあつては漁業者本人の氏名を、法人にあつては、報告書の入力内容に責任を持つ者の氏名を入力する。なお、漁業協同組合等を代理人として報告する場合であっても、漁業者が直接報告する場合と同様に入力する。
- (5) 主と従
「漁業の方法」が 1 そうまきの場合は、「主」の欄に許可船舶の情報を、2 そうまきの場合は、「主」と「従」の欄に許可船舶の情報を入力する。
なお、漁労長等洋上における漁労活動の責任者が乗船する許可船舶（附属船を含む。）を「主」とする。
- (6) 許可番号、船舶名及び総トン数
許可証に記載された許可番号並びに許可船舶の船名及び総トン数を入力する。なお、「認定改革計画及び認定漁業復興計画に基づく収益性の実証等のための試験操業取扱方針」（平成 20 年 3 月 24 日付け 19 水管第 2893 号水産庁長官通知）に基づく試験操業の許可を受けた船舶が報告する場合は、許可番号の欄は空白とする。

- (7) 漁船登録番号
許可船舶の漁船原簿謄本に記載された漁船登録番号を入力する。
- (8) 漁ろうを指揮監督する者
漁ろう長等の当該船団の洋上における漁ろう活動の責任者の氏名を入力する。
- (9) 乗組員数
当該月において、附属船も含めて当該船団の洋上における漁労活動に従事した人数を入力する。なお、日により従事した人数が異なる場合は、当該月の平均的な人数（整数）を入力する。
- (10) 操業区域
当該月において、操業した操業区域を全て入力する。
- (11) 漁業の方法
許可証に記載された「漁具の種類その他の漁業の方法」を入力する。
- (12) 漁具の規模
当該月において、主として使用した網の浮子網の長さ及び最深部の深さを入力する。
- (13) 操業日数
当該月において、「操業（投網）した日」と「探索のみの日」の日数の合計を入力する。なお、投網したが漁獲がなかった日については、「操業（投網）した日」に含む。

～ 中 段 ～

- (14) 操業月日
- ・ 出港した日から入港した日までの期間中は毎日入力すること。航海が月をまたいだ場合は、その月の全ての日を入力する。
 - ・ 出港した日から入港した日の期間において、荒天等により操業しなかった日も入力する。その場合、操業月日以外の欄は全て空欄とする（探索した日は除く。）。
 - ・ 「操業（投網）した日」の夜間操業については、夕刻から翌朝までを同日の操業月日とするため、夕刻から午前0時までの操業は翌日の日付として入力する。
- (15) 漁区
- ・ 投網位置とし、農林漁区番号及び小海区番号までの4桁を入力する。

(入力例)

278-2区

漁区
2782

- ・ 1日に2つ以上の漁区番号において操業した場合は、それぞれ漁区番号毎に行を分けて入力する。
- ・ 探索のみの日は、正子位置（午前0時時点の位置）を入力する。ただし、午前0時に探索を行っていない場合には、探索を開始した位置を入力する。

(16) 投網回数

1行毎に、実際に投網した回数を入力し、漁獲がなかった場合も回数に含めることとする。

(17) 魚種別漁獲量

ア 魚種別漁獲量

- ・ 北部太平洋海区及び中部太平洋海区で操業した場合において、
 - ① まいわし、かたくちいわし、うるめいわし、さば、まあじ、むろあじ類（むろあじ、もろ、くさやもろ、おあかむろ、あかあじ）及びまるあじについては、トン数単位（小数点以下は四捨五入とする。）で、
 - ② ぶり、するめいか及びその他については、トン数単位（小数点以下第1位（100kg単位）まで入力し、小数点以下第2位は四捨五入とする。）で、
 - ③ かんぱち、ひらまさ、たちうお及びくろまぐろについては、トン数単位（小数点以下第3位（kg単位）まで入力し、小数点以下第4位は四捨五入とする。）で、漁獲量（船内消費等販売の用に供さなかった漁獲物も含む。）を入力する。
- ・ 南部太平洋海区で操業した場合において、まいわし、かたくちいわし、うるめいわし、さば、まあじ、むろあじ類（むろあじ、もろ、くさやもろ、おあかむろ、あかあじ）、まるあじ、ぶり、するめいか、かんぱち、ひらまさ、たちうお、くろまぐろ及びその他については、トン数単位（小数点以下第3位（kg単位）まで入力し、小数点以下第4位は四捨五入とする。）で、漁獲量（船内消費等販売の用に供さなかった漁獲物も含む。）を入力する。
- ・ 活魚を市場等に水揚げせず、養殖用種苗又は畜養として生簀等に入れた場合は、目視、経験則又は数尾の直接計測等により入力する。
- ・ くろまぐろについては、かつお・まぐろ以外を目的とした操業にお

ける混獲分について入力することとし、かつお・まぐろを目的とした操業をした場合にあっては、当該操業分を別途様式第8に入力する。

- ・ 魚種名について、仕切書等に異なる名前が記載されている場合には、別表を参考に入力する。

イ 銘柄区分

くろまぐろについては、各市場が仕切書に記載した銘柄区分により入力又は仕切書記載の箱重量 (kg) から入り数を換算して、別表の銘柄区分をおおよその目安として銘柄別に入力する。

(18) 漁獲量計

自動の計算式を設定しているため、入力しない。

(19) 陸揚月日

- ・ 当該漁獲物を陸揚げした月日を入力する。
- ・ 1行の漁獲物を、2日以上に分けて陸揚げした場合は、陸揚月日毎にそれぞれ行を分けて入力する。

(20) 陸揚港

- ・ 陸揚げした港（市場、漁協、生簀等の港名）を入力する。
- ・ 1行の漁獲物を、2港以上に分けて陸揚げした場合は、陸揚港毎にそれぞれ行を分けて入力する。

(21) 備考欄

ア 出港・入港した日

- ・ 出港した日には「出港」、入港した日には「入港」と入力する。
- ・ 日帰り操業の場合は「出・入」と入力する。

イ 探索の日

探索のみを行った日は「探索」と入力する。

ウ 生簀等に入れた場合

活魚を市場等に水揚げせず、養殖用種苗又は畜養として生簀等に入れた場合は、「生簀」と入力する。

～ 下 段 ～

(22) 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

- ・ 休漁や小型魚の放流等報告の対象となる操業区域において実施している資源管理の取組内容を直接入力する又は「別添のとおり」にチェックを入れ、別途、資源管理の取組内容を記載した PDF ファイル又は

エクセルファイル（以下、「別添ファイル」という。）をシステムにアップロードする。

- ・ 従前に提出した取組内容から変更がない場合は、「前回の報告と同じ」にチェックを入れる（取組内容の入力や別添ファイルのアップロードは不要）。
- ・ 取組内容に変更がない場合も毎年1月の漁獲成績報告書の提出時に取組内容を入力する又は別添ファイルをシステムにアップロードする。
- ・ 資源管理の取組内容を入力する又は別添ファイルをシステムにアップロードする月に、複数の漁獲成績報告書の様式をアップロードする場合には、当該月の主たる操業を入力した様式にのみ入力又は添付することとし、他の様式には、「別添のとおり」にチェックを入れた上で、入力（又は添付）した漁獲成績報告書を明記する。

(23) 最終の損益計算書その他の最近における損益を知ることができる書類

- ・ 個人経営体にあつては、税務署への確定申告を完了した後、法人経営体にあつては、株主総会等を経て確定した決算書を税務署に申告した後の最初の報告書の提出時に、「別添のとおり」にチェックを入れる。また、個人経営体にあつては確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書その他の財務に関する書類の PDF ファイルを、法人経営体にあつては貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類の PDF ファイルをシステムにアップロードする。
- ・ 「許可等の申請者又は許可等を受けた者の適格性に関する事務取扱いについて」（令和2年11月16日付け2水漁第883号水産庁長官通知。以下、「長官通知」という。）において規定するとおり、個人経営体にあつては別記様式3、法人経営体にあつては別記様式4（規定のエクセルファイル）をシステムにアップロードする（共同経営の場合は経営体ごとにファイルを作成してアップロードする。）。
- ・ 従前に提出した上記財務関係書類に変更がない場合は、「前回の報告と同じ」にチェックを入れる（上記書類のアップロードは不要）。
- ・ 従前に提出した上記財務関係書類の一部に変更があつた場合は、「別添のとおり」にチェックを入れ、変更があつた書類の PDF ファイル及び長官通知において規定する別記様式3又は別記様式4の規定のエクセルファイルをシステムにアップロードする。
- ・ 上記財務関係書類を提出する月に、複数の漁獲成績報告書の様式を提出する場合には、全ての様式の「別添のとおり」にチェックを入れた上で提出当該月の主たる操業を入力した様式にのみ添付することとし、他の様式には、「別添のとおり」にチェックを入れた上で、入力（又は添付）した漁獲成績報告書を明記すること。

(24) 入力事項の取扱

漁獲成績報告書は、国が実施する水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の関係機関（国立研究開発法人 水産研究・教育機構等）へ提供する必要があるため、同意いただける場合は、「同意」にチェックを入れる。

5. 報告の基礎となった記録の保存と管理

当該報告は、法の規定に基づくものであるため、当該報告の基礎となった記録の保存及び管理をすること。

別表

くろまぐろ

銘柄	体重(kg)
大	30以上
中	2以上～30未満
小	2未満

(別表の参考)

魚種	仕切書の名称等
まいわし	おおば、ちゅうば、こば、にたり、ひらご
かたくちいわし	ほうたれ、せぐろ、ごぼう、じゃみ、どろめ、かえり
さば	まさば、ごまさば、じゃみさば
まあじ	ひらあじ、くろあじ、きあじ、まめあじ
むろあじ類 (むろあじ)	きんむろ
むろあじ類 (もろ)	もろ
むろあじ類 (くさやむろ)	ぎんむろ
むろあじ類 (おあかむろ)	おあかむろ、あかむろ
むろあじ類 (あかあじ)	あかあじ、ひめむろ
まるあじ	あおあじ
ぶり	いなだ、わかし、わらさ、はまち、やず
かんぱち	しょっこ、しょご、しょうご、しおご、あかはな
かつお	ほんがつお
くろまぐろ	ほんまぐろ、まぐろ、よこ、よこわ、しび、めじ、がんば

なお、この他にも魚種（標準和名）と仕切書の名称等（地方名）が異なる場合があるため、各報告者の責任において、市場等へ確認の上適切に記載すること。

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状

年 月 日

(委任者)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任

私は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 52 条第 1 項の規定に基づく報告について、(1)の者を代理人として定め、(2)に定める期間において、(3)に定める報告に係る事務を委任します。

(1) 代理人

	氏名	住所	備考
①			
②			

(2) 委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

※ なお、委任者から委任期間終了の 30 日前までに委任期間を延長しない旨の申出を行わない場合には、当該委任期間を 1 年間延長することといたします（翌年以降も同様。以下「延長された委任期間」という。）。委任期間（延長された委任期間を含む。）中に委任を解除する場合には、委任者は委任を解除する日の 30 日前までに代理人及び農林水産大臣に対してその旨を申し出ることといたします。

(3) 委任事項（を入れる。）

法第 52 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣に対する報告

- 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、許可に係る船舶の名称、総トン数その他当該船舶に関する情報、許可番号、報告の対象となる期間、漁獲量その他の漁業生産の実績、操業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況及び資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- 財務の状況

(記載要領)

委任者が複数の場合には、連名で 1 通の委任状を作成することもできる。